石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務を実施するに当たって、その業務委託の契約の相 手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の特定を厳正かつ公正に行 うため、石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」 という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
 - (1) 実施要領の決定に関すること。
 - (2) 審査方法及び評価基準の設定に関すること。
 - (3) 技術提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市職員 3人
 - (2) 建築に関し専門的な知識を有する者 2人
 - (3) 教育に関し専門的な知識を有する者 1人
 - (4) 学校施設整備に関し専門的な知識を有する者 1人
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員の任期は、任命の日から前条の所掌事務が終了する日までとする。
- 4 委員に欠員が生じたときは、補充するものとする。ただし、技術提案書等の審査開始後は、この 限りでない。

(委員長)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、全委員の出席により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があり、5人以上、かつ、委員数の5分の4以上の出席がある場合は、この限りでない。
- 3 委員会の会議は、公開しないものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、 又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校施設整備室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に規定する委員会の所掌事務が終了したときに、その効力を失う。

石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務委託 プロポーザル選定委員会 委員名簿

区分	職	氏 名	備考
(1) 市 職 員	教育委員会事務局長	草 刈 敏 雄	
(1) 市 職 員	半島復興事業部長	木 村 茂 徳	
(1) 市 職 員	北上総合支所長	武山泰徳	
(2)建築に関し専門的な 知識を有する者	東洋大学名誉教授	長 澤 悟	
(2)建築に関し専門的な 知識を有する者	東北大学大学院 工学研究科教授	小野田 泰 明	
(3)教育に関し専門的な 知識を有する者	石巻専修大学人間学部 人間教育学科教授	木 村 民 男	
(4)学校施設整備に関し専門的な知識を有する者	国立教育政策研究所 文教施設研究センター 総括研究官	安 田 誠	